

まん延防止等重点措置を講じる区域 に係る協力金

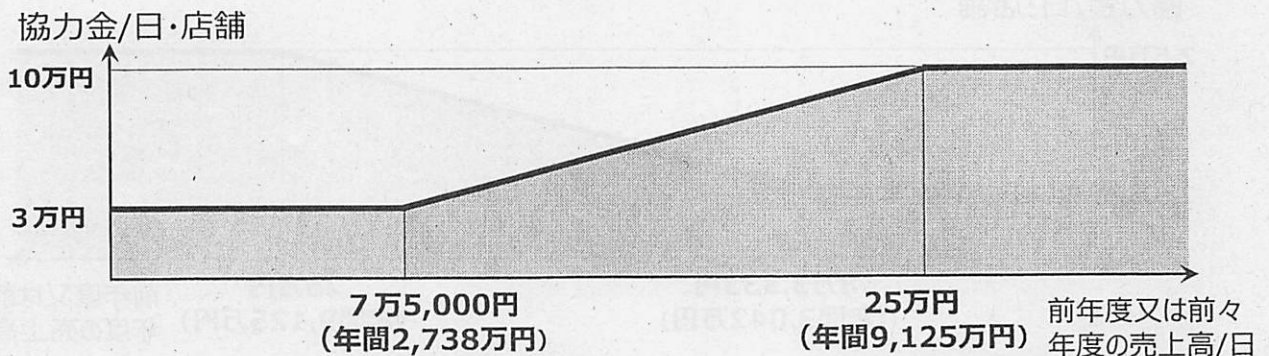
厚生・産業常任委員会資料1-2
令和3年(2021年)8月6日
商工観光労働部

(商工政策課：営業時間短縮要請に係る協力金支給事業)

まん延防止等重点措置の適用による
営業時間短縮要請に係る協力金予算額 7,419,000千円

	①飲食店等	②商業施設等
区域・期間	県内の市全域、8月8日から8月31日(24日間)	県内の市全域、8月8日から8月31日(24日間)
対象施設	飲食店・遊興施設等	商業施設等(1,000㎡超の施設) 商業施設等・イベント関連施設のテナント・出店者
要請内容	・夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は停止すること ・ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサボ滋賀」を導入していただいていること等	夜20時までの営業時間短縮等
協力金額	1店舗1日あたり 中小企業等 売上高に応じて3~10万円 なお、下記の大企業に係る方式を選択することも可 大企業 売上高減少額の4割(上限20万円)	・商業施設等(1,000㎡超の施設) 時短営業した面積1,000㎡ごとに20万円/日 × 日数 × 短縮した時間/本来の営業時間 (10以上のテナントを所有している施設については、1店舗当たり2千円/日を追加支給) ・商業施設・イベント関連施設のテナント・出店者 時短営業した面積100㎡ごとに2万円/日 × 日数 × 短縮した時間/本来の営業時間

○ 中小企業等【売上高方式の場合】



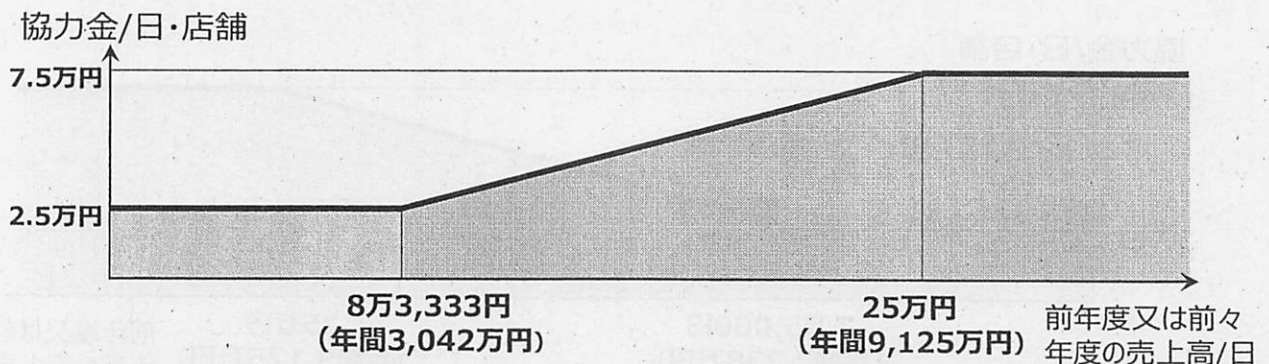
その他の地域に係る協力金

(商工政策課：営業時間短縮要請に係る協力金支給事業)

県独自の営業時間短縮要請に係る協力金予算額 114,000千円

飲食店等	
区域・期間	県内の町全域、8月8日から8月31日（24日間）
対象施設	飲食店・遊興施設等
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から20時までとすること ・ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していること
協力金額	<p>1店舗1日あたり 中小企業等 売上高に応じて2.5～7.5万円 なお、下記の大企業に係る方式を選択することも可</p> <p>大企業 売上高減少額の4割（上限20万円※） ※20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額</p>

○ 中小企業等【売上高方式の場合】



事業継続支援金【第2期】

(商工政策課：事業継続支援事業)

概要

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、売上が減少した事業者に対し、支援金を給付する。

主な対象要件

2021年の7月または8月のいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月と比べ50%以上、もしくは2021年の7月と8月の売上の合計が2020年または2019年の同期間と比べ30%以上減少した県内中小企業等

国の月次支援金を受給されている事業者も申請可。

支給金額

中小企業等 : 20万円

個人事業主 : 10万円

※1事業者につき1回の申請まで【第2期】

※ただし、事業継続支援金【第1期】との併給は可

酒類販売事業者支援金

(観光振興局：酒類販売事業者支援事業)

1 趣旨

まん延防止等重点措置の適用による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請に応じた飲食店との取引がある酒類販売事業者を支援する。

2 支援金の概要

項目	内容
対象期間	8月
対象施設	酒類販売事業者（酒類製造または酒類販売業の免許を有する者）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社または本店があること。 ・国の月次支援金の給付決定を受けていること。 ・まん延防止等重点措置の適用による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請に応じた飲食店との取引があること。 ・月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。
支給金額	以下の①または②のいずれか小さい金額 ①中小企業：上限20万円/月、個人事業主：上限10万円/月 ②売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額

3 所要見込額

84,000千円（支援金75,000千円、委託事務費9,000千円）

